

3教保第5745号
令和3年8月10日

公益財団法人香川県スポーツ協会
会長 佐野年計 様

香川県教育委員会事務局
保健体育課

「緊急事態対策期」への移行について

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況等に応じて、7月31日からは「感染拡大防止対策期」に、また、8月3日からは「感染拡大防止集中対策期」に、対策期を順次移行し、県民の皆さんには、不要不急の外出を慎重に検討していただくことや、他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討していただくことなど、感染拡大防止行動の実践にご協力をいただいているところです。

また、事業者の皆さんには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底などのほか、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さんには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

一方で、本県の直近1週間の人口10万人あたりの累積新規感染者数は27.9人と、国のステージIVの目安25人を超える医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、42.7%と、国のステージIVに近づくなど、感染拡大リスクが一層高まっております。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、県の対策期をさらに引き上げ、一層の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、8月9日（月）から31日（火）まで、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に移行いたしました。

「緊急事態対策期」においては、県民の皆さん、特に若い世代の方々には、今一度、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいることをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛していただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

このほか、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるイベント等については、主催者に対して、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、参加等を極力控えることについて適切に対応するよう主催者に働きかけるなど、人流を抑制し、感染リスクの低減につなげていくこととしております。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「緊急事態対策期」における県民の皆さんへのお願ひ」(資料1及び別紙)及び「緊急事態対策期における対策(8月9日以降)」(資料2)、貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いいたします。